

京都厚生園 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 1 計画期間内に、次の方法により産休や育児休業者の職場復帰支援を充実
する。

- ・妊娠中や産休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。
- ・休業者に対し、復帰前後の面談を実施する。

< 対 策 >

- ・平成22年4月～ 相談窓口の設置及び面談方法について検討
- ・平成22年8月～ 相談窓口担当者の教育を開始
- ・平成22年10月～ 相談窓口設置及び職員に周知

目 標 2 退職事由が出産や子育ての職員に対し、再雇用制度の周知を図り、計画
期間内に、制度利用実績70%以上を目指す。

< 対 策 >

- ・平成22年4月～ 職員全体会議や書面による周知・啓発の実施
- ・平成22年4月～ 退職事由が出産・子育ての職員に対し、制度の周知・面談等
の実施により復職を促進する